解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年三月二十八日大分県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

大分県玖珠郡玖珠町大字帆足二六八番地の五

玖珠町土地開発公社

代表清算人　朝倉　浩平

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

北海道深川市八条二二番地二九

社団法人深川花園公園会

代表清算人　森井　和雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

岩手県盛岡市上田三丁目一八番三三号

財団法人岩手教育文化センター

代表清算人　石川　桂司

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年五月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

山形県最上郡金山町大字金山三二四番地の一

財団法人金山育英会

清算人　鈴木　洋

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月二十二日開催の評議員会及び理事会の決議を経て、平成二十五年三月二十六日東北地方運輸局長の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

福島県いわき市小名浜字栄町六番地の一

財団法人小名浜海員会館

代表清算人　吉村　眞一

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

茨城県水戸市梅香一丁目二番五四号

社団法人酪農ヘルパー茨城県協会

代表清算人　大槻　和夫

解散公告（第三回）

当法人は、寄付行為第二十九条第二項の規定により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

栃木県日光市東小来川一三六〇番地二号

財団法人晃嶺育英会

清算人　福田　孫表

清算人　福田　辰夫

清算人　大橋　誠一

清算人　北村　富夫

清算人　雜賀　重行

清算人　大橋　芳明

清算人　福田美保枝

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

栃木県佐野市戸室町一五九二番地二

財団法人佐野市施設管理公社

代表清算人　野城　良弘

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

千葉市花見川区作新台二丁目一七番一九号

財団法人愛敬育英会

代表清算人　田川　和生

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

神奈川県藤沢市辻堂西海岸一丁目一番二五号

財団法人糸山財団

清算人　糸山英太郎

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

新潟県長岡市上塩一一五三番地

財団法人上塩保育園

代表清算人　河野　文男

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

静岡県菊川市本所一六〇番地

社団法人上本所報徳社

代表清算人　落合　敏夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日三重県の認可を得て理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

三重県津市乙部六番三四号

学校法人真盛学苑

清算人　杉谷　秀也

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年五月十五日

大阪府吹田市南吹田三―三―六〇

財団法人吹田市水道サービス公社

清算人　仲川　保

第62期決算公告

平成25年4月23日

東京都調布市富士見町二丁目13番地

株式会社東京現像所

代表取締役社長　星野　智彦

貸借対照表の要旨　（平成25年2月28日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	576,652	流動負債	270,465
固定資産	1,331,003	固定負債	1,962,606
		株主資本	△392,016
		資本金	200,000
		利益剰余金	△592,016
		利益準備金	50,000
		その他利益剰余金	△642,016
		（うち当期純損失）	（382,637）
		評価・換算差額等	66,600
		その他有価証券評価差額金	66,600
資産合計	1,907,655	負債・純資産合計	1,907,655